

(資料 2)

「外国人受入れの現状と課題 選ばれる国を目指して」



2023年11月24日

公益社団法人 国際人材革新機構(iforce)

代表理事 樋口 公人

団体概要

名称（日本語）	公益社団法人 国際人材革新機構 （略称：iforce アイフォース）
名称（英字）	Innovative Organization for Human Resource Cultivation and Encouragement
設立日	2011年11月11日
活動目的	開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及び我が国の社会と産業の健全な発展を図り、もって、広く公益に寄与することを目的とする。
活動内容	・国際人材の育成、教育、雇用創出支援（職業紹介等） ・企業の海外事業展開支援等
事業	・開発途上国の人材育成 / 紹介事業・企業の経営支援及び海外進出支援事業 ・社会における雇用創出支援事業・外国人の適正受入れ事業 ・外国人の技能水準確保事業 ・外国人採用支援事業 ・オンライン日本語教育事業
拠点	本部（東京都台東区） 支部・支所・拠点等（札幌、旭川、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、熊本、鹿児島、マニラ、ハノイ） 教育・研修センター（iforce Japanese Language Center：千葉県柏市、岡山県岡山市）
提携国数	10カ国

外国人受入れの現状と課題 アジェンダ

- 他国の人材獲得、日本からの人材獲得のハードル、課題
- 企業の受入れ整備等における課題
- 人材の教育・育成における課題
- 第三者機関における課題
- 国交省による取り組みの参考

他国の人材獲得、日本の人材獲得へのハードル、課題

韓国、台湾における外国人受入れの取り組み

今まで以上に受入れ人数枠を増加、積極的な受け入れを推進(様々問題があるものの)

■韓国(新興市場に先手)

- 最近カンボジアからの人材受入に積極的。雇用許可制(公的機関を軸とした受入)制度に則り、各職業が日本よりも給料が高い
- 製造業、造船産業、小売業、タクシー・バス業、介護保健関連事業での人材不足が深刻で、2023年は過去最高11万人の受け入れを予定
- 雇用許可制(一般)の元最大9年8ヶ月間働くことが可能
- TOPIK(韓国語能力試験)は、今年の志願者は40万人以上

■台湾(開かれた社会一政治もアピール)

- すでに外国人介護人材は現在約22.3万人。アジア初の同性婚など「多様性と寛容性をアピール」
- 台湾総統が「より多様・多文化で、より良い台湾にしてくれた移民のみなさんに感謝します」国際移民デーにSNS発信。とにかく外国人に台湾で受入れ、働くことにポジティブな発信をしている。特に介護士については国民全体が受け入れに寛容かつ積極的になっている
- 給料は日本より低いものの、手当等もいくつかあり、手取りはあまり変わらないという意見も
- 最大12年間の滞在が可能、15年にする動きも

ドイツの外国人人材受入れの取り組み

ASIA、ASEAN地域からの積極的な受け入れを推進

- EU域内で東欧などの外国人人材を獲得してきたが、英国など他のEU先進諸国との競争の激化により、ベトナム、フィリピン、インドネシア等アジアからの人材の獲得に動いている
- ベトナムや中国等と協定を結び、現地の看護養成学校のプログラムにドイツの介護士育成のカリキュラムを組み込むほか、ドイツ語学習プログラムを導入
- アジアの外国人人材は、ドイツの養成学校に入学させ専門的なスキルを習得して資格取得を目指すほか、ドイツでの生活に適応するための文化プログラムや生活サポートを積極的に組み込むなど制度化している。育成の段階から支援することで、ドイツで就労する外国人労働者の確保と定着を目指している
- ASEAN等の看護師を、ドイツのヘルスケア分野に受け入れる「トリプル・ウィン・プロジェクト(“Triple Win” project)」(2012年)が立ち上げられている。今まででフィリピン2,000人、ベトナム1,900人、タイ1,000人、インドネシア600人等が就労している

他国との最低賃金比較

各国の最低賃金比較（※円安によるインパクト大きい）

日本（全国加重平均）	東京	最も低い県・地域	韓国	台湾	ドイツ
1004	1113	896	1161円	860円	2026円

※2023年~2024年予定の金額

1KRW=0.12円（全国一律）

1TWD=4.71円（全国一律）

1€=163.28円

※業種別最低賃金もあり

ex.食肉加工 2008円

2023年度の最低賃金額

全国加重平均

1004円

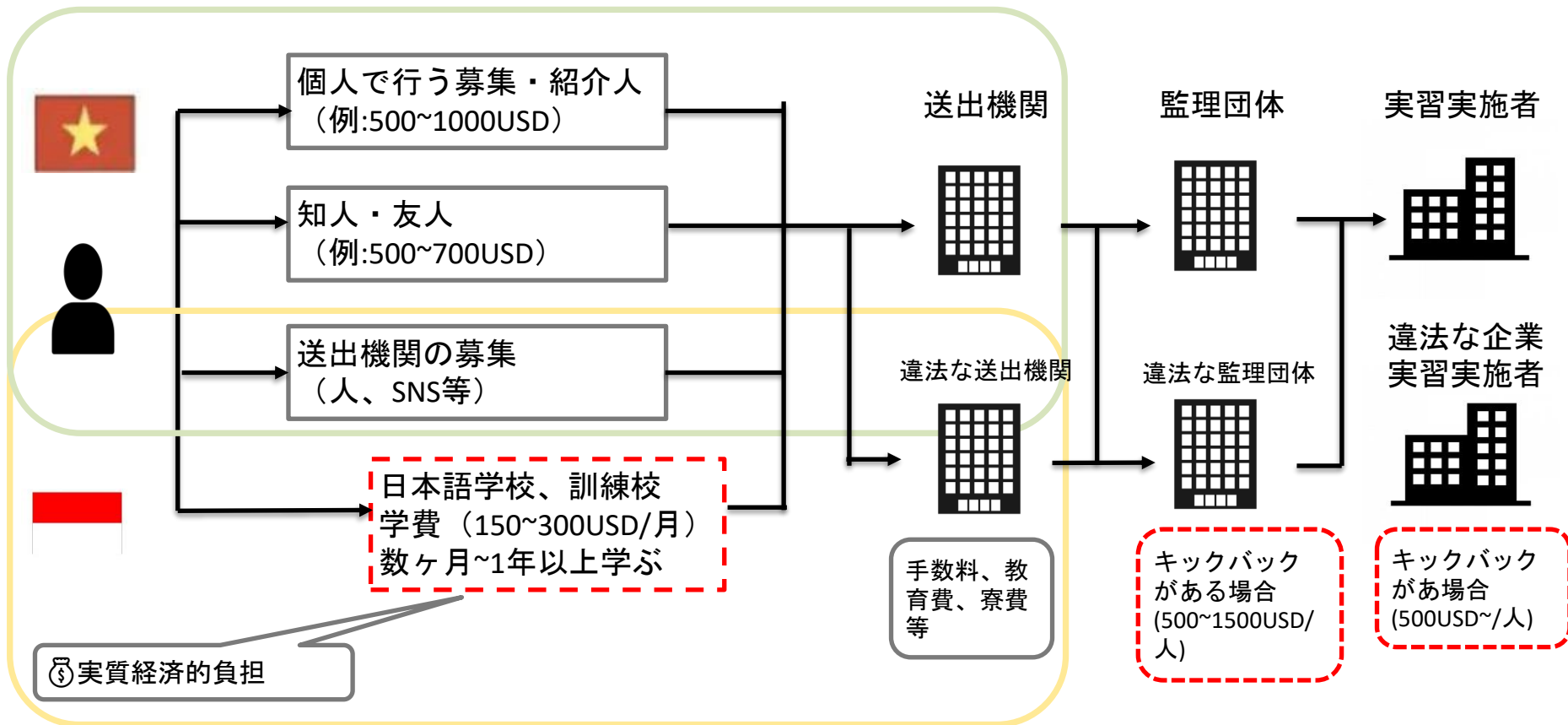
□ = A ランク (+41 円) ■ = 1000 円台
□ = B ランク (+40 円) ■ = 900 円台
□ = C ランク (+39 円) ■ = 800 円台
 （かっこ内は引き上げ額の目安）

										北海道 960
										青森 898
										秋田 897
										岩手 893
										山形 900
										宮城 923
										新潟 931
										福島 900
										栃木 954
										茨城 953
										埼玉 1028
										東京 1113
										千葉 1026
										神奈川 1112
										静岡 984
										三重 973
										和歌山 929
										奈良 936
										愛知 1027
										岐阜 950
										山梨 938
										長野 948
										滋賀 967
										京都 1008
										大阪 1064
										兵庫 1001
										鳥取 900
										岡山 932
										広島 970
										島根 904
										山口 928
										徳島 896
										高知 897
										宮崎 897
										大分 899
										熊本 898
										鹿児島 897
										佐賀 900
										福岡 941
										長崎 898
										沖縄 896

出所：各国の情報を元に作成

隠れた手数料発生などのスキーム

是正に“手”を入れにくいところに発生している



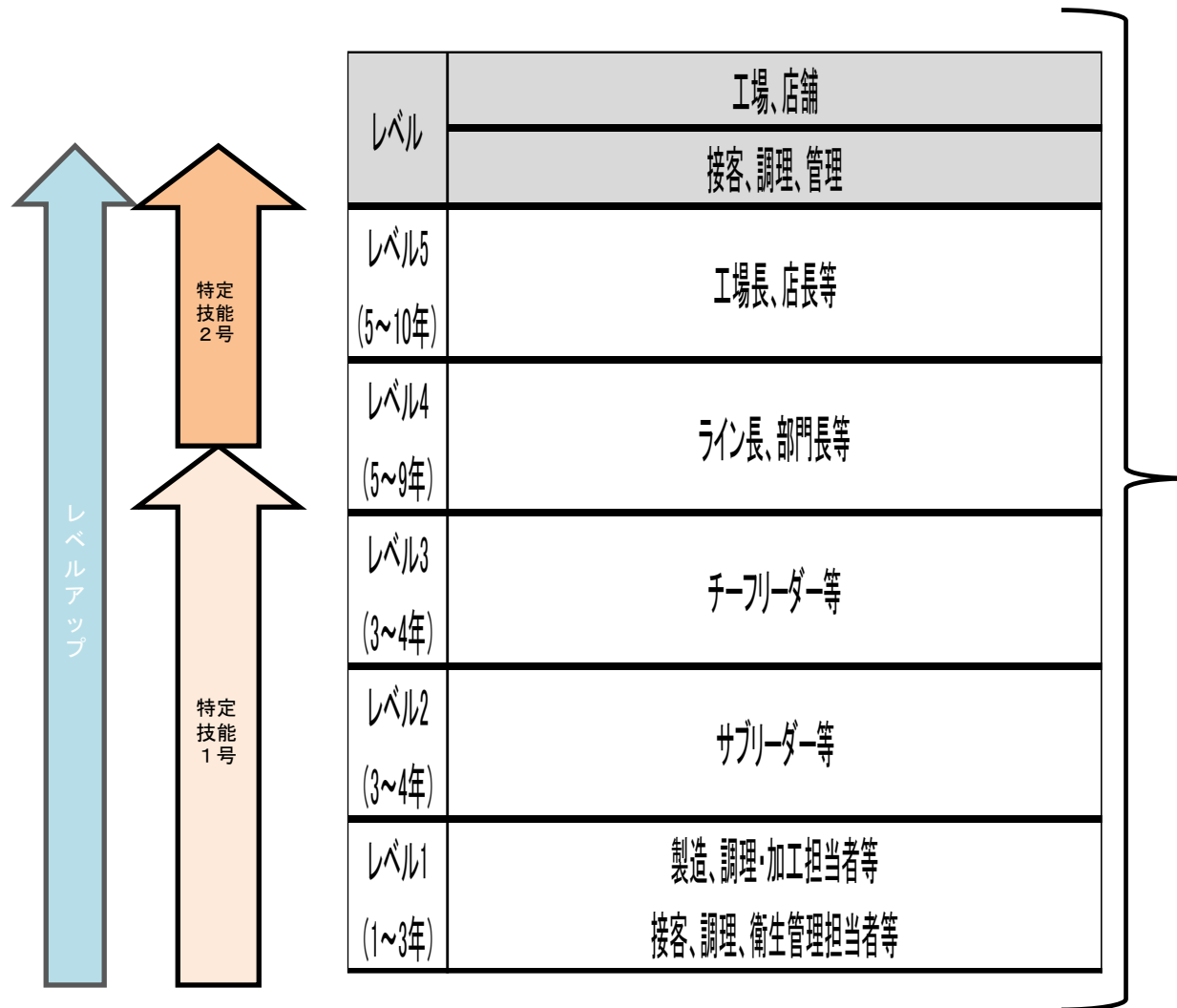
技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（出入国在留管理庁 R4.7）

支払費用総額 (n=1,369)	ベトナム (n=659)	中国 (n=281)	カンボジア (n=68)	ミャンマー (n=80)	インドネシア (n=242)	フィリピン (n=39)
平均値 (円)	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

企業の受入れの整備等における課題 人材の教育・育成における課題

キャリアパス・プランをどう考えているか

各企業で具体性を持ったキャリアパス・プランを用意しているか。またそのための教育、評価等も考えているか



◆企業内で、より「具体性」を持ったキャリアパス、評価制度などがあるか
外国人にもわかりやすくなっているか

◆経験年数だけで昇進するわけではない
どうしたら昇進するのか、などある程度明確に示すことが必要

主な違反事項への対策

特に労働時間については、分野特有に感じる。分野として是正に取り組めることはないか

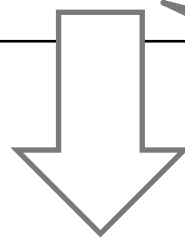
主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	3,000	2,023 (67.4%)	安全基準 857(28.6%)	衛生基準 633(21.1%)	労働時間 439(14.6%)
食料品製造	1,479	1,072 (72.5%)	安全基準 513(34.7%)	労働時間 280(18.9%)	医師等からの 意見聴取 209(14.1%)
繊維・衣服	466	318 (68.2%)	年次有給休暇 97(20.8%)	割増賃金の 支払 82(17.6%)	医師等からの 意見聴取 77(16.5%)
建設	1,853	1,542 (83.2%)	割増賃金の 支払 521(28.1%)	年次有給休暇 404(21.8%)	医師等からの 意見聴取 375(20.2%)
農業	249	186 (74.7%)	賃金の支払 65(26.1%)	年次有給休暇 45(18.1%)	安全基準 39(15.7%)
<参考> 全業種	9,829	7,247 (73.7%)	安全基準 2,326(23.7%)	割増賃金の 支払 1,666(16.9%)	医師等からの 意見聴取 1,583(16.1%)

出所：厚生労働省 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和4年）

事前及び入国後の講習（日本語教育、専門教育）の課題

日本語、そのほかの教育は「時間数」のみ問われている、コンテンツの良し悪しは問われていない

- ① 日本語
- ② 日本での生活一般に関する知識
- ③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法
その他技能実習生の法的保護に必要な情報
※企業単独型技能実習の場合を除き、申請者（実習実施者）又は監理団体の職員以外の専門的な知識を有する外部講師が講義を担当すること。
- ④ ①から③のほか、日本での円滑な技能等の修得等に資する知識



具体的な内容は個々の監理団体に任せている

安全管理、衛生・健康管理（メンタルヘルス含）、保健教育、5S教育等
来日前の教育も含めて、コンテンツを制作し、必須講習化するなどの措置も良い取り組みであると考え

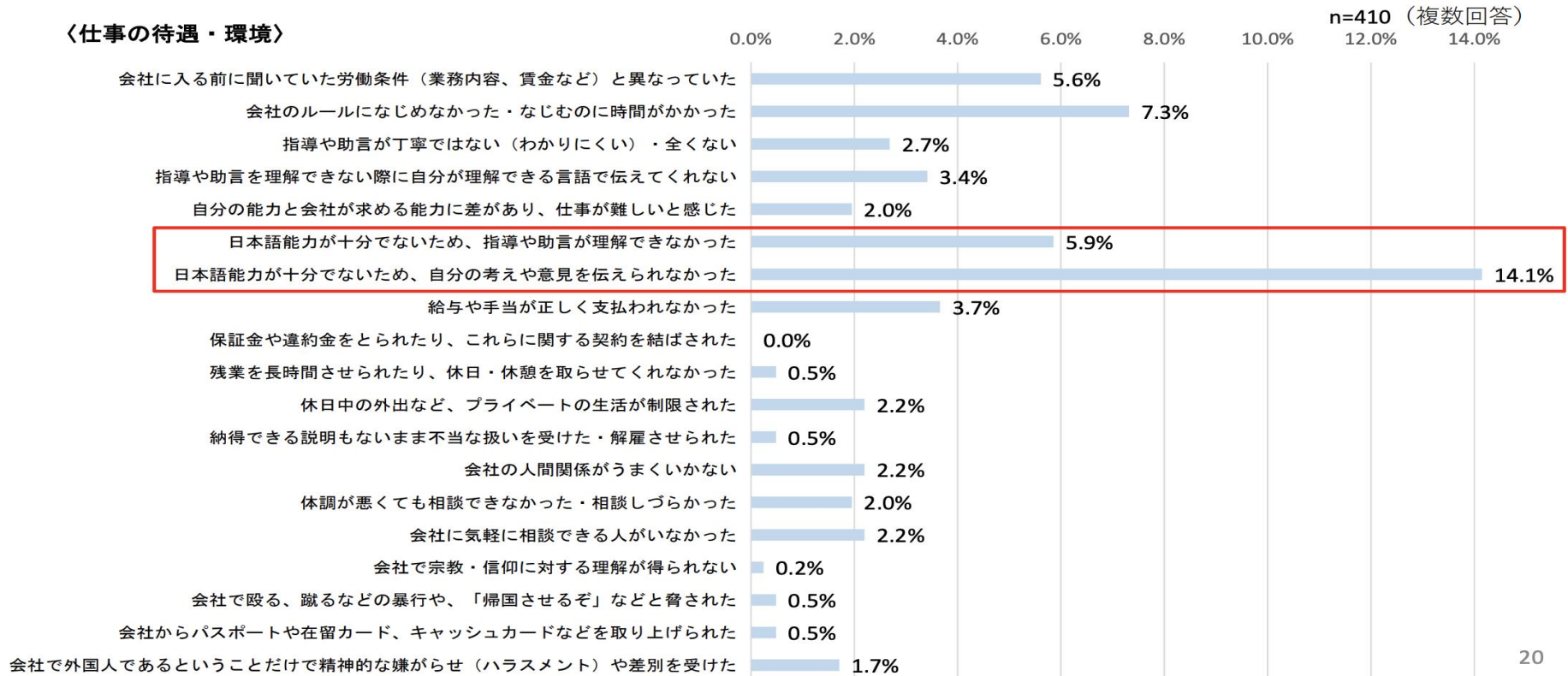
日本語教育の不足について

特定技能外国人の日本語能力の不足により、日々の業務や中長期のキャリア形成に支障が出ているケースは多い。

(3) 特定技能制度に対する意識について

Q12-1 あなたが特定技能の在留資格で日本に在留している中で困ったことはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

〈仕事の待遇・環境〉



(出所) 出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(概要)」

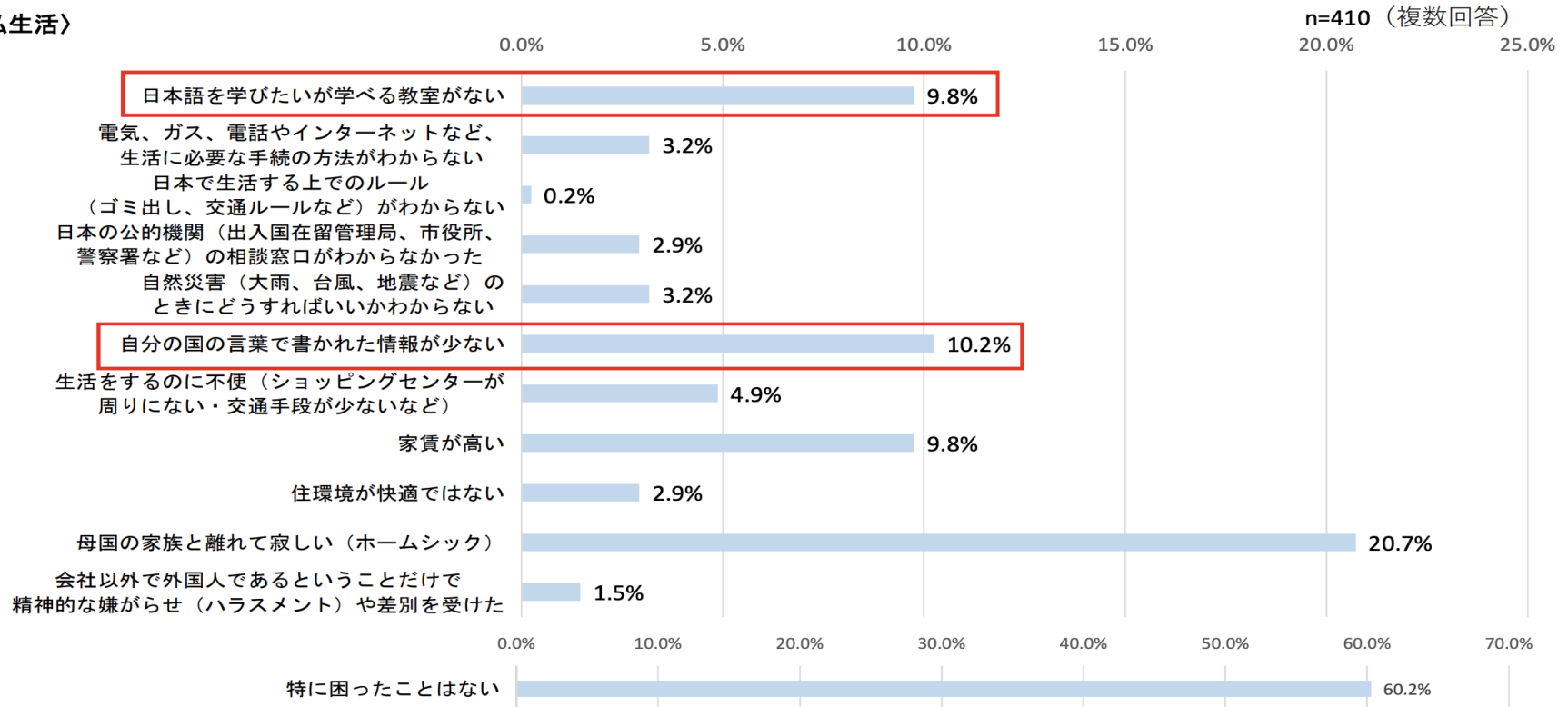
日本語教育の不足について

日本語を学びたい特定技能外国人にとって、日本語を学ぶ機会が少ない(特に地方ではその傾向が顕著)。

(3) 特定技能制度に対する意識について

Q12-2 あなたが特定技能の在留資格で日本に在留している中で困った経験はありますか。当てはまるものを全て選んでください。

〈私生活〉

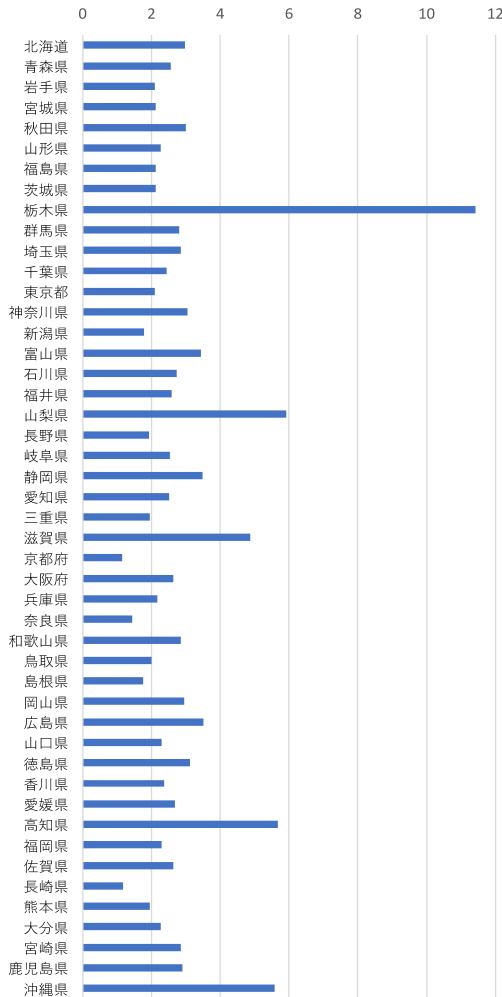


出所: 出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(概要)」

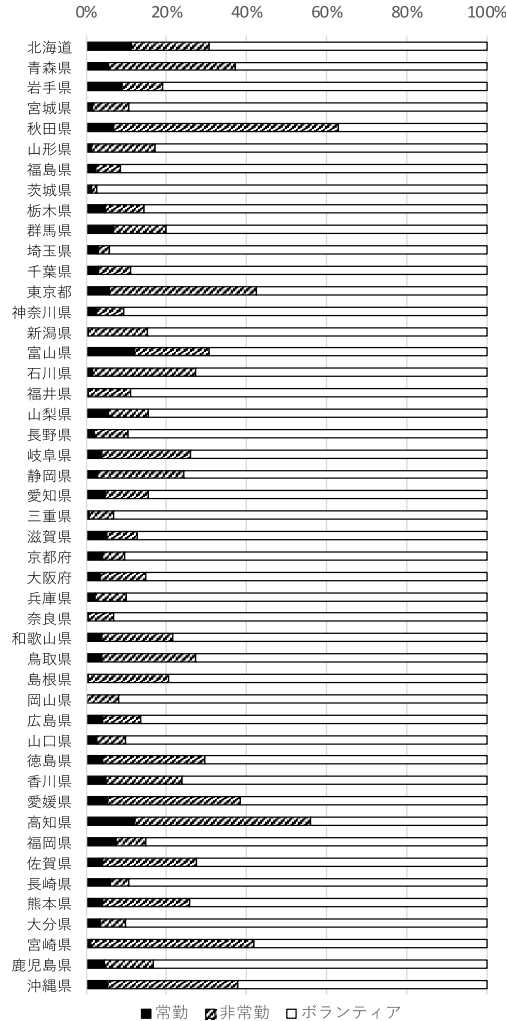
日本語教育の不足について

特に地方では日本語講師数が不足。日本全国で見ても、日本語教育の担い手はボランティアに依存しているのが現状。今後の更なる外国人材受入れを見据えると心許ない。

日本語講師等1人あたりの日本語学習者の数



日本語講師等の常勤・非常勤・ボランティアの割合



出所:文化庁「令和4年度日本語教育実態調査」

日本語教育の不足について

カバーするレベル的にも地域の日本語教室に頼るのは限界がある。

⇒ 今後の更なる受入れを見据えると、量の面でも質の面でも限界に。
業界として何らかの取組が必要ではないか？

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度（日本語参照枠）
日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状：全体約2800機関、学習者約22万人

※ ボランティアによる日本語教室含む(R4文化庁調べ)

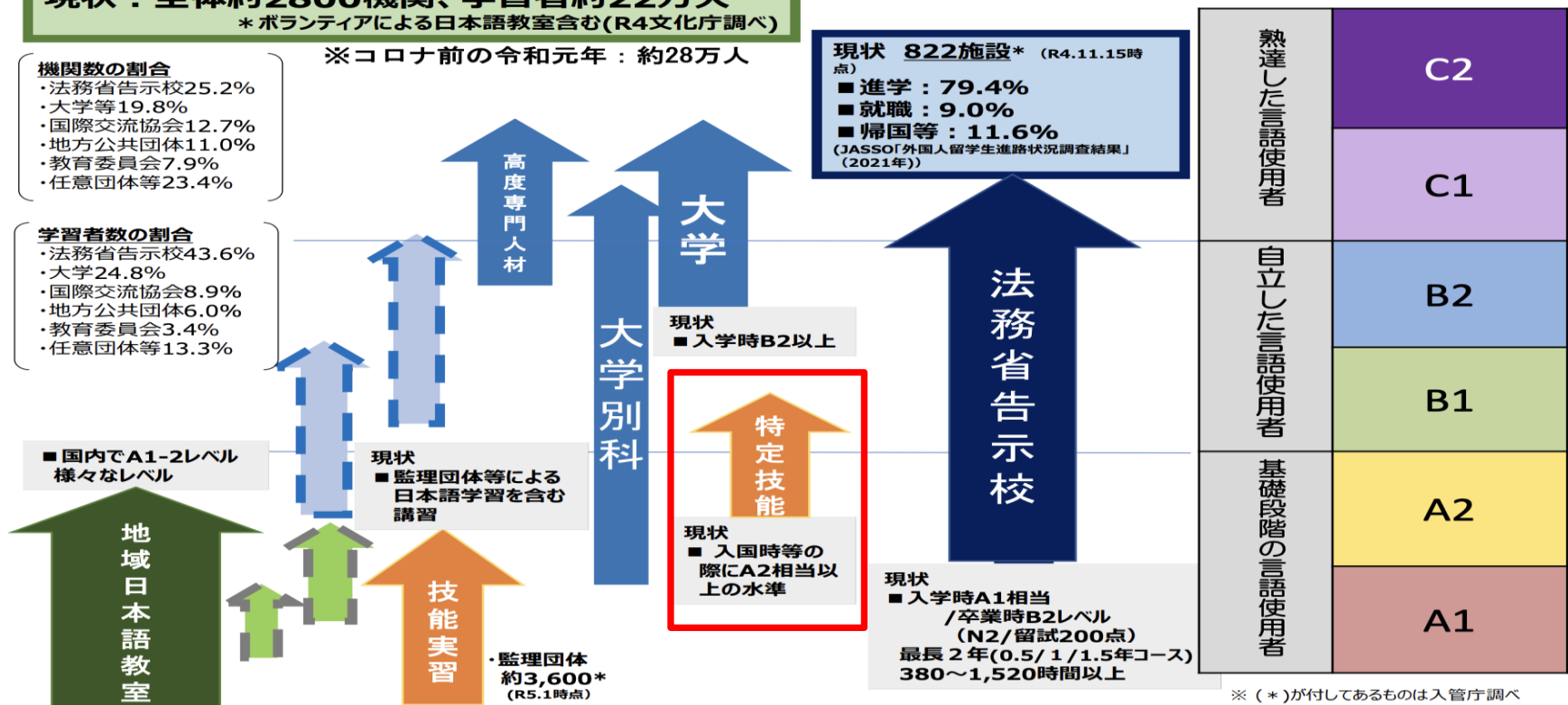
機関数の割合

- ・法務省告示校25.2%
- ・大学等19.8%
- ・国際交流協会12.7%
- ・地方公共団体11.0%
- ・教育委員会7.9%
- ・任意団体等23.4%

学習者数の割合

- ・法務省告示校43.6%
- ・大学24.8%
- ・国際交流協会8.9%
- ・地方公共団体6.0%
- ・教育委員会3.4%
- ・任意団体等13.3%

※コロナ前の令和元年：約28万人

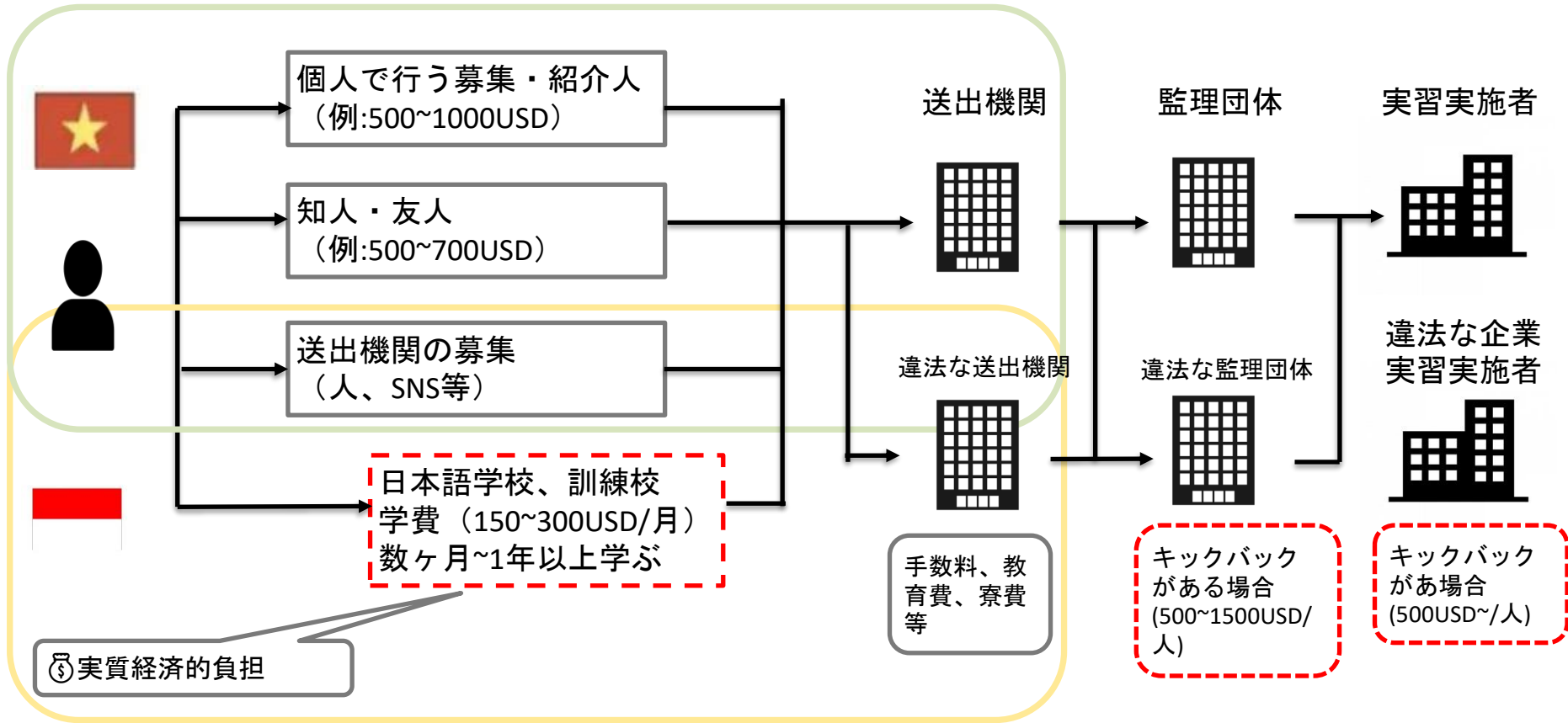


出所: 出入国在留管理庁「技能実習制度及び特定技能の在り方に関する有識者会議(第10回)」資料

第三者機関における課題 (悪質な各機関をどうチェックし、取り締まるか)

隠れた手数料発生などのスキーム(再掲)

是正に“手”を入れにくいところに発生している

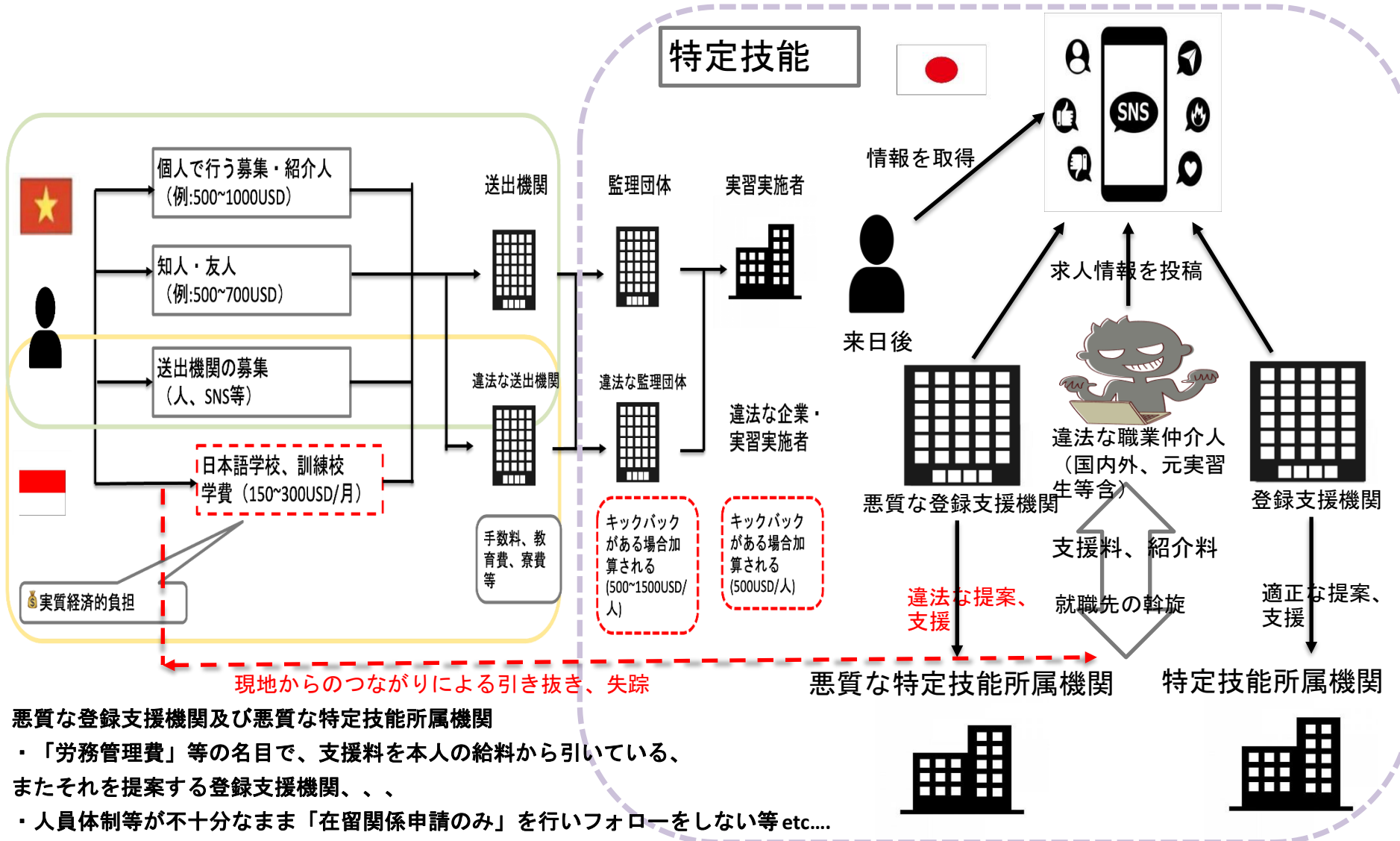


技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（出入国在留管理庁 R4.7）

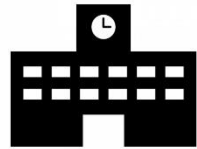
支払費用総額 (n=1,369)	ベトナム (n=659)	中国 (n=281)	カンボジア (n=68)	ミャンマー (n=80)	インドネシア (n=242)	フィリピン (n=39)
平均値 (円)	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

もっと十分なチェック機能が必要と考える特定技能

自由度の高いSNSにより情報が混在し、フィルタリングが難しい



・その他課題・問題、事例



日本語学校系の登録支援機関

個別農家へ人材を紹介



本人の意向で、、、
飲食料品製造分野への転職（試験合格後）
農家と雇用契約を解除、転職活動

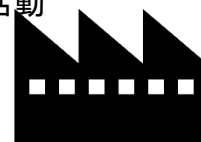


特定技能外国人本人（元留学生）
（農業分野で就労中）

友人？の伝手で登録支
援機関に転職を依頼

転籍、転職の促進や手続きのタイミングで起こりうる問題

手続きに対して時間がかかる（在留資格変更申請やそれに関連
する必要書類等）ことにより、雇用契約締結の時間差等により、
就労期間のストップなどによる問題の発生



支援契約？支援？



悪質な登録支援機関

最初採用を出したと通知
が来たが、後にキャン
セルになったと通知

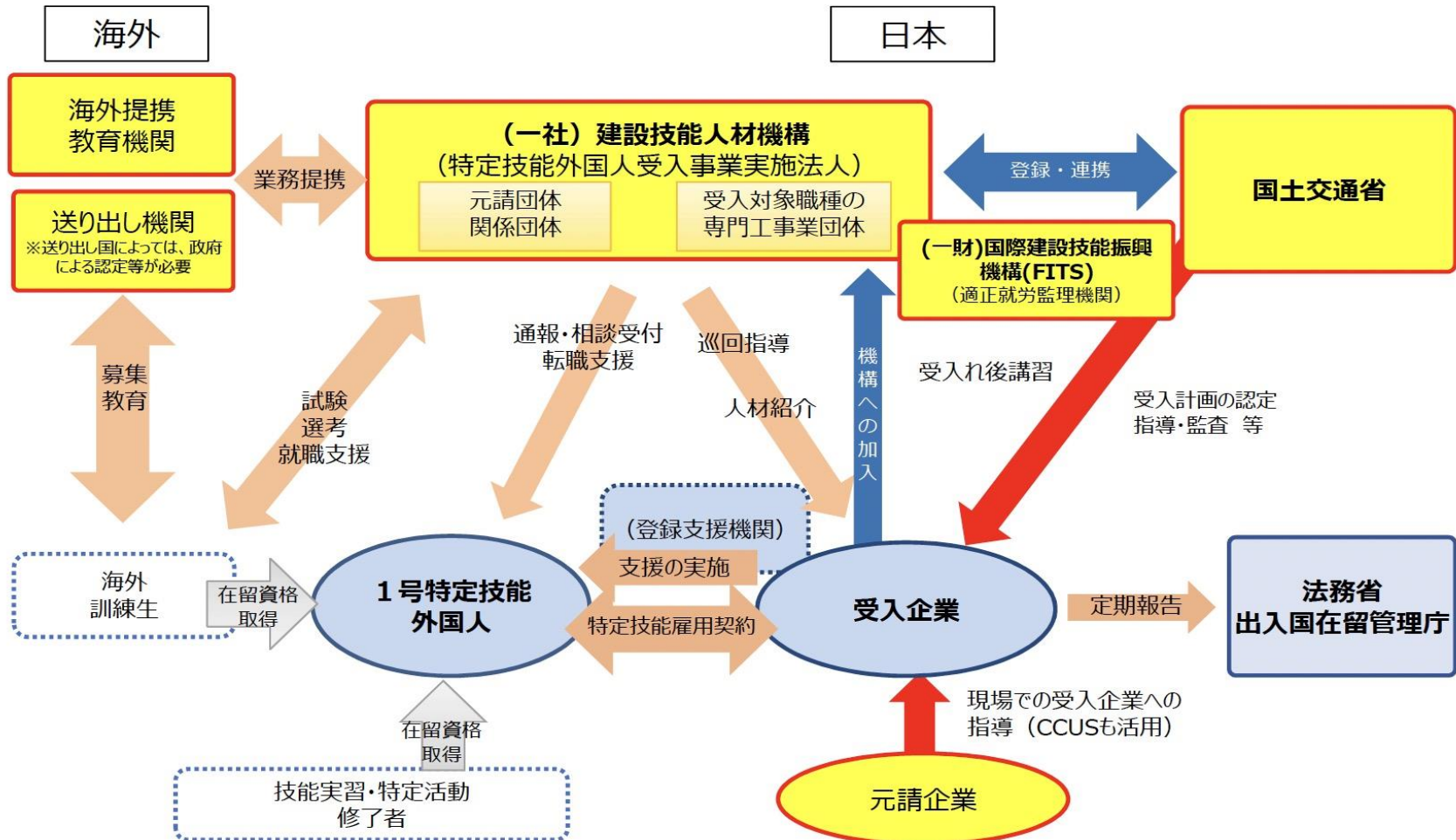
本人はどこからもサポート
を受けることができない状態
で宙ぶらりん

企業側の事由（倒産や急な採用のキャンセル等）による事象に対して、分野・業界
としてのサポート、業界の深いつながりを活用した、外国人人材保護のためのハ
ローワーク的措置等の必要性

国交省における取り組みの参考

国交省の取り組みによる参考(受入企業への取り締まり)

特定技能(建設分野)の関係機関

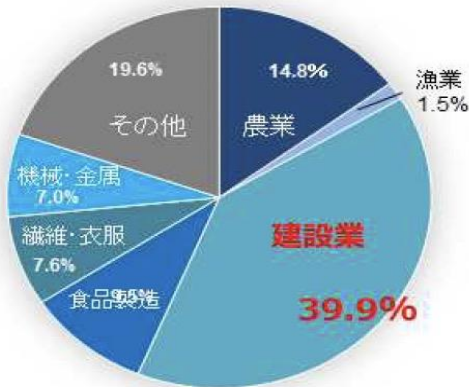


国交省の取り組みによる参考

建設分野独自の仕組みの必要性①

- 技能実習においては、建設分野では他分野に比して突出した割合の失踪者・問題が発生
- その一因には、一部の監理団体において、十分な監理が行われていなかったことがあると考えられることから、**特定技能制度では、国交省による企業の受入計画の審査や、JACの加入を始め、建設業界全体としての外国人受入れの仕組み・ルールの遵守を企業に課し、適正な受入れを実現**

- 技能実習制度では、**建設分野の失踪者数が全体の失踪者数の約40%を占める**



○全分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
H30	424,394人	9,052人	約2.1%

○建設分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
H30	45,990人	3,615人	約7.9%

- 建設業における**技能実習実施企業の約8割に労働法令違反が発覚**

・労働基準監督署による技能実習生受入企業への監督指導結果

	指導実施事業者数	違反者数	主な違反事項		
R 1 (H31)	1,317	1,048 (79.6%)	賃金台帳	割増賃金	賃金の支払い
			358(27%)	357(27%)	290(22 %)

- ・【参考】建設業企業全体の約6割に労働法令違反が発覚
 ※労働基準監督署による建設企業への定期監督指導結果 (H30)
 指導実施事業者数44,068社のうち、違反者数27,929社 (63.4%)

国交省の取り組みによる参考

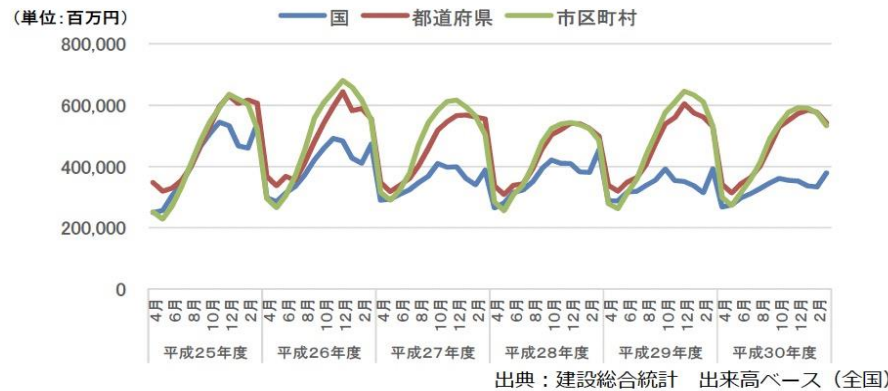
建設分野独自の仕組みの必要性②



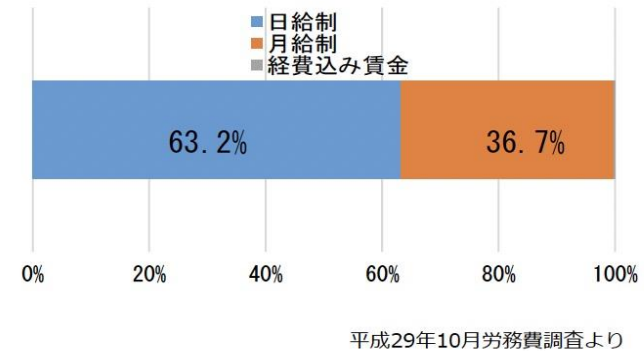
○建設分野の特定技能外国人の受入れにあたっては、業種横断の基準に加え、**建設産業の特性を踏まえ、建設分野特有の基準を設定**

課題1：建設業は、季節による**受注量の変動**が激しい業種。技能労働者の賃金は**6割が日給制**で仕事がないと手取り賃金さが下がる

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



月給制を義務化



課題2：建設業は、受注した工事ごとに**就労する現場が変わる**

- ⇒ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい
- ⇒ 現場ごとに他業者との接触が多く、引き抜き等の可能性が高い



**建設キャリアアップ
システムの登録義務化**

課題3：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の**専門工事業**者で、中小零細業者が大半



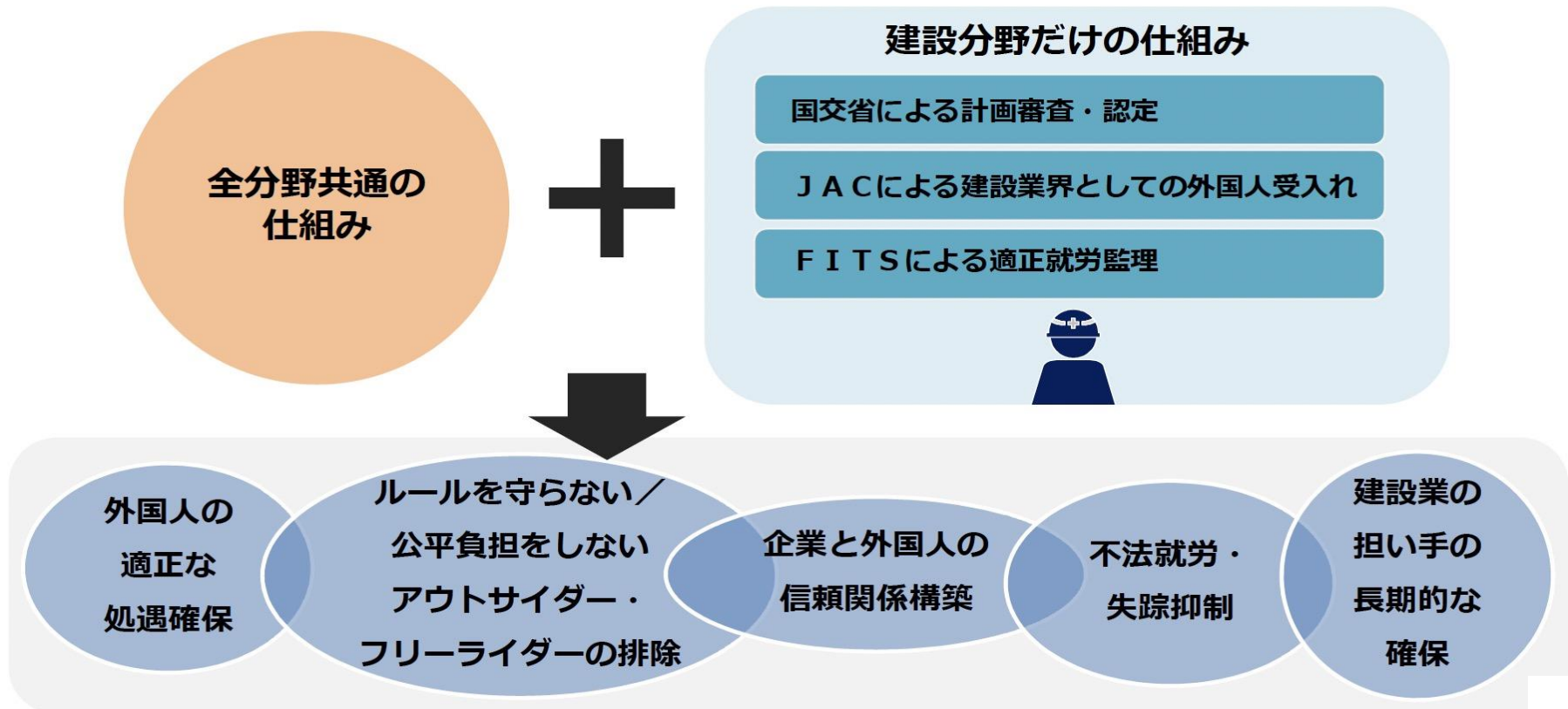
**建設業許可を要件化
受入人数枠の設定**

国交省の取り組みによる参考

建設分野における外国人の適正な就労環境確保の仕組み



- 技能実習生失踪者の約 4 割を建設分野が占めていたことなどを踏まえ、建設分野における特定技能外国人の受入れにあたっては、**他分野にはない、建設分野独自の適正な就労環境確保の仕組みを構築**
- 民間の取り組みのみに任せきりにすることなく、**業所管省庁である国土交通省の指導のもと、建設業の業界団体が立ち上げたJAC、そして適正就労監理機関であるFITSが外国人の受入れに適切に関与し、受入企業と特定技能外国人材の双方が安心して雇用・就労できる環境を整備**



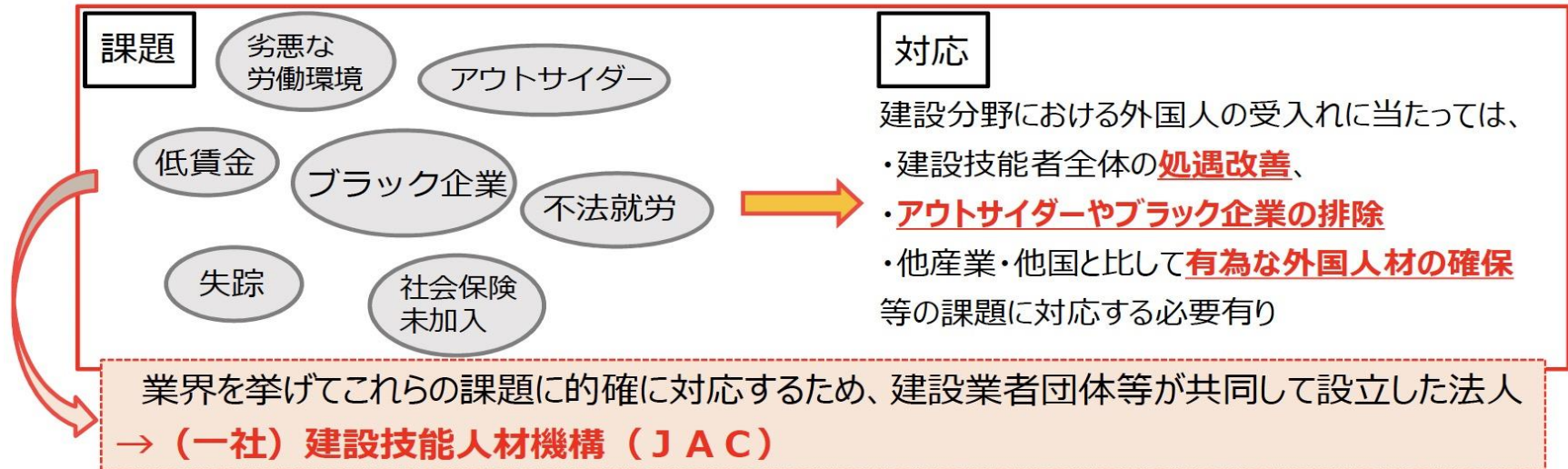
国交省の取り組みによる参考

企業は外国人に対して10つの支援を行う必要があります。監理団体の支援が必須である技能実習とは異なり、**特定技能**では自社で責任を持って支援を行う必要があります。一定の要件（※）を満たせば受入企業自ら全ての支援を行うことも可能ですが、建設分野では、**JAC／FITSのサポート**を利用することもできます。 ※外国人支援の実績や過去の法令違反がないこと等



国交省の取り組みによる参考

（一社）建設技能人材機構（JAC）の役割



✓ （一社）建設技能人材機構（JAC）の役割

全ての受入企業が所属！
多数職種が正会員団体として加入！
国土交通大臣の登録団体！

公正競争・適正就労の
ルール遵守・ルールを
守らない企業の排除

- ・外国人受入れに係る行動規範（次ページ）の遵守徹底
- ・適正就労監理機関と連携し、1号特定技能外国人へ就労支援

民間職業紹介
事業者の役割を
代替

- ・無料職業紹介事業
- ・特定技能1号評価試験合格者の就職あっせん

国交省の取り組みによる参考

JACの事業活動について

◆特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組



○適正就労監理

- ・特定技能外国人からの苦情・相談への母国語での対応、巡回指導等を適正就労監理機関（（一財）国際建設技能振興機構 F I T S）への委託により実施。

○教育訓練・技能試験

- ・海外の関係機関等と連携し、特定技能外国人となる外国人に対し、日本語や技能・安全衛生教育等の教育訓練を実施。
- ・関係建設業団体と連携し、特定技能評価試験の実施と試験実施に付随する各種調整、会場の確保、受験者の募集、試験官の派遣や資機材の調達等を実施。

○無料職業紹介事業

- ・特定技能外国人の受入れを希望する建設企業からの求人情報等を集約し、建設分野特定技能1号評価試験の合格者や技能実習2号修了者等の外国人材とマッチングを実施。

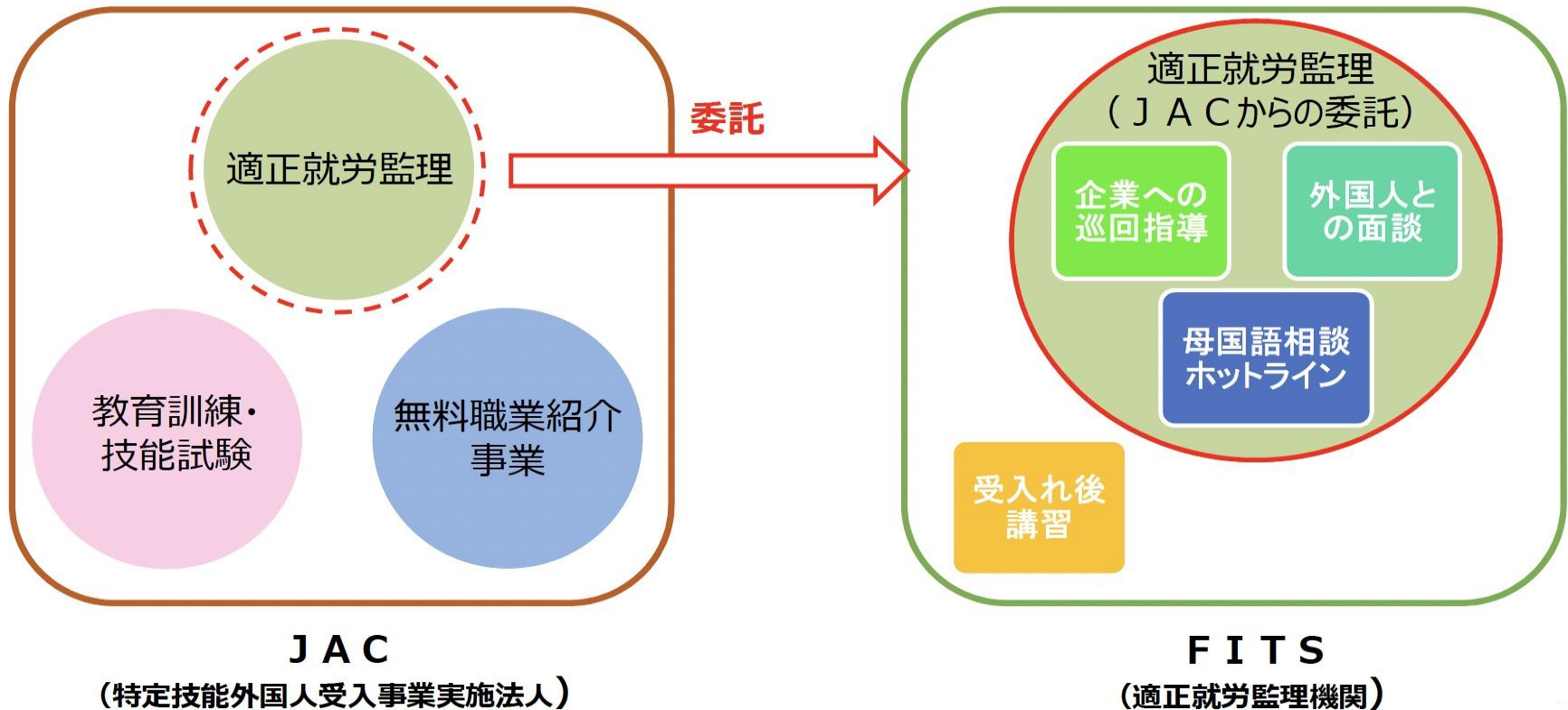
○制度周知・グッドプラクティスの普及

- ・特定技能外国人の受入れを希望する建設企業への説明会の開催等を通じた、企業への制度周知。
- ・国土交通省と共催により「優秀外国人建設就労者表彰」を実施し、優れた技能を持つ外国人材と、企業を表彰し、グッドプラクティスを普及。

国交省の取り組みによる参考

JACの事業① JACからFITSへの適正就労監理業務への委託 国土交通省

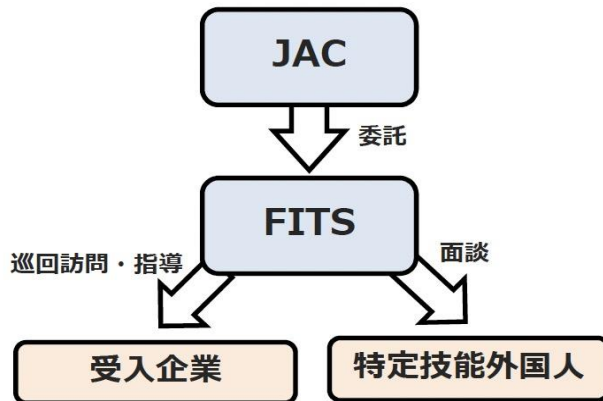
JACは、告示に基づき、適正就労監理事業について、2015年からの建設就労者受入事業で巡回指導の実績・ノウハウを豊富に有し、国土交通省が認めた**適正就労監理機関**である**FITS**に委託して実施します。



国交省の取り組みによる参考

企業への巡回指導

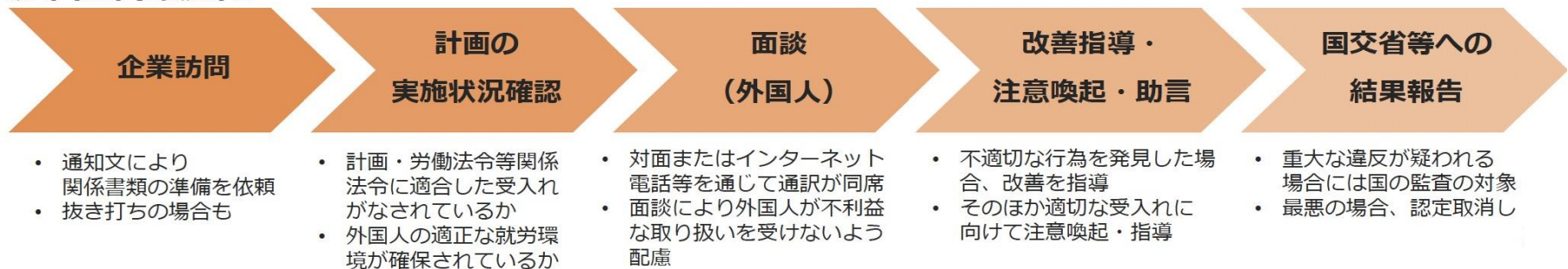
- **FITS**は、**適正就労監理機関**として、JACから委託を受け、**全ての受入企業に対し**、原則として1年に1回以上、巡回訪問を実施します。
- **外国人の適正な就労環境確保のため**、企業は、**巡回指導を受入れる義務**があります。
- 巡回指導の結果は、国土交通省とJACに報告されます。



<巡回指導の概要>

- FITSが受入企業を訪問し、役員、受入れの責任者と面会
- 賃金台帳等、関係書類の提出を求め、**国交省に認定された計画どおりの就労がなされているか等について確認**
- 企業への外国人受入れに関する**アドバイス**の実施
- **外国人と面談し**、就労環境、賃金の支払状況、悩みの有無等について**母国語で直接コミュニケーション**（企業の同席はありません）
- 入管法や労働法令、建設業に通じた**全国の指導相談員が巡回指導を担当**

<巡回訪問の流れ>



国交省の取り組みによる参考

受入れ後講習（特定技能スタートアップセミナー）



- 企業は、外国人の就労開始後、**適正就労監理機関であるFITSが実施する受入れ後講習を受講させる義務**があります。
- 受入後講習を通じ、外国人本人が、特定技能制度のしくみや、賃金・業務内容などの企業との契約内容をしっかり理解することにより、**企業との信頼関係が構築され、外国人とのトラブル・引き拔きの防止**につながります。
- 今後のキャリアパスを考えるきっかけを作り、外国人の**技能と日本語能力の向上**のための意欲を引き出します。

※国交省認定前に事前巡回指導を受けた外国人は、受入後講習の受講が免除



- ・ 特定技能制度とは
- ・ 建設分野特定技能外国人への支援の仕組み

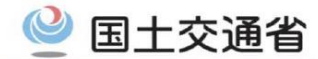
賃金、業務内容など雇用条件の理解度確認

キャリアパスを考える
—将来に向けて技能や日本語を伸ばそう—

- ◆ 受入開始後、3か月以内を目途に、FITSからご案内（有料）
- ◆ 全国、全言語で順次実施

国交省の取り組みによる参考

建設分野 母国語ホットライン相談



FITS咨询热线

FITS (国际建设技能振兴机构) 已开设「FITS咨询热线」, 可以对应外国人建设从业者使用中文电话・传真・电子邮件的咨询。

中文电话咨询日及咨询时间

- 咨询日: 每星期的星期一、星期四及星期日 (节假日除外)
- 咨询时间: 10点至18点 (午休15点至14点除外)
- 免费电话号码: 0120-303-861
- 传真号码: 03-6206-8889
- 电子邮件: hotline@fits.or.jp

*FITS是为了支援外国人建设从业者以及接收方有关人员而设立的一般财团法人。

▲ 中国語

ĐƯỜNG DÂY NÓNG HỖ TRỢ CỦA FITS

FITS (Tổ Chức Phát Triển Kỹ Năng Ngành Xây Dựng Quốc Tế) thành lập Đường dây nóng hỗ trợ FITS tiếp nhận tư vấn, giải đáp thắc mắc bằng tiếng Việt qua điện thoại, fax, email cho tất cả lao động ngành xây dựng người Việt Nam tại Nhật.

Ngày và thời gian giải đáp bằng tiếng Việt

- Ngày giải đáp: Thứ 2, thứ 5 và Chủ nhật hàng tuần (trừ ngày nghỉ lễ)
- Thời gian nhận điện thoại: Từ 10:00 đến 18:00 (trừ thời gian nghỉ trưa từ 13:00 đến 14:00)
- Số điện thoại tư vấn miễn phí: 0120-303-862
- Số fax: 03-6206-8889
- E-mail: hotline@fits.or.jp

*FITS là một tổ chức pháp nhân được thành lập để hỗ trợ cho người lao động nước ngoài trong ngành xây dựng, và các đơn vị sử dụng lao động có liên quan

▲ ベトナム語

KONSULTASI HOTLINE FITS

Lembaga Umum Peralihan Ilmu dan Keahlian Internasional Bidang Konstruksi atau FITS (Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction) menyediakan saluran hotline untuk melayani konsultasi melalui telepon, faksimile, dan e-mail bagi para pekerja konstruksi asing di Jepang.

JADWAL PELAYANAN KONSULTASI DALAM BAHASA INDONESIA

- Hari Konsultasi: Hari Minggu dan Kamis (kecuali hari libur nasional)
- Waktu Konsultasi: Pukul 10.00 sampai 18.00 malam (tidak termasuk istirahat siang pukul 13.00-14.00)
- Nomor Telepon: Konsultasi Gratis 0120-303-863
- Nomor Faksimile: 03-6206-8889
- Alamat E-mail: hotline@fits.or.jp

*FITS merupakan lembaga umum yang didirikan demi mendukung aktivitas para pekerja konstruksi asing dan semua pihak yang terlibat dalam proses penerimaan para pekerja tersebut.

▲ インドネシア語

Pagkonsultang ginaganap ng FITS

Ang FITS (SALIGAN SA INTERNASYONAL NA PAGBABAHAGI NG KUALAMAN AT KASANAYAN SA KONSTRUKSYON) ay nagkain ng Pagkonsultang ginaganap ng FITS para mga manggagawang dayuhan sa konstruksiyon upang tumanggap ng inyong tawag. Fax, at e-mail ukol sa pagkonsulta sa inyong kasutuhang wika.

Aray at oras ng pagsangguni sa telepono para sa wikang Filipino

- Aray ng pagkonsulta: Tawag Linggo at Huwebes (Maliban sa mga espesyal na aray)
- Oras ng pagkonsulta: 10:00 ng umaga hanggang alas 6:00 ng gabi (Maliban sa oras ng tanghalian 1:00 hanggang 2:00 ng hapon)
- Tel: 0120-303-864 (Libreng pagtawag)
- Fax: 03-6206-8889
- e-mail: hotline@fits.or.jp

*Ang FITS ay organisasyong itinatag upang matulungan ang mga manggagawang dayuhan sa konstruksiyon at mga laing may kaugnayan sa kanilang pagtanggap.

▲ フィリピン語

FITS Hotline Consultation

FITS (Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction) opens "FITS Hotline Consultation" for foreign construction worker's consultation through telephone, Fax, or e-mail in your native language.

Consultation days and hours by telephone in English

- Consultation day: Every Sunday and Thursday (except public holidays)
- Consultation hours: 10:00am to 6:00pm (except lunch hour from 1:00-2:00pm)
- Tel: 0120-303-864 (Toll free)
- Fax: 03-6206-8889
- e-mail: hotline@fits.or.jp

*FITS was established as a general incorporated foundation to support foreign construction workers and those who are involved in their acceptance.

▲ 英語 (表・裏)

Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction

This card is an information of hotline consultation of foreign construction workers. Efforts will be made to ensure that those who consult with us are not in any way treated unreasonably, so please feel free to call. Do not lend or hand over this card to others.

2018.4

発行者 (一般財団法人) 国際建設技能振興機構 (FITS)
Issuer: (General incorporated foundation) Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction (FITS)
住所 東京都千代田区鍛冶町1-4-3 竹内ビル6階
Address: Takeuchi Bldg, 6F 1-4-3 Kajicho, Chiyoda-ku, Tokyo
電話番号 (Tel) 03-6206-8877
URL: http://www.fits.or.jp
このカードを拾得された方は、お手数ですが上記にご連絡ください。

✓ **FITS**は建設分野の外国人就労者に対する支援として、**JAC**からの委託を受け、**母国語ホットライン相談窓口を設置し、5か国語**（中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語）による相談に対応。建設業の就労実態を踏まえ、日曜日も開設。

✓ 母国語相談の受付日時や連絡先等の案内については、

① JAC・FITSのHPへの掲載

② 窓口の開設時間や連絡先を記載した「ホットラインカード」(左)の配布(認定時や巡回指導時)

【相談内容例】

特定技能の仕組みに関する問合せ
特定技能外国人の受入先を探してほしい
賃金・休暇等雇用契約に関する疑義

【対応例】

JACと連携して受入先探し
本人の意向を尊重しつつ、受入企業等との仲介

✓ 他の在留資格で入国した者（技能実習生等）についても、相談先が分からない等の問い合わせがあった場合、担当窓口を紹介。

※技能実習生については外国人技能実習機構、その他在留資格に基づく外国人労働者については各労働局の窓口を紹介。

「選ばれる国」を目指して

様々な課題は必ず発生するが、真摯に課題に取り組むこと（完璧でなくても）で、日本での就労の魅力は必ず高い評価となる

- ◆他国と比較しても負けないように、「受入れ国→選ばれる国へ」の多様性を受け入れる寛容さと、実質的な本人の負担(手数料等)をなるべく緩和する
- ◆日本人と同等の賃金の設定、キャリア形成システムとその評価とリターンなど明確にして外国人にとってもわかりくキャリア形成が可能な機会ある組織づくりを目指す
- ◆（外国人だからこそ）適正な教育・育成プログラムの提供、開発
- ◆悪質な機関のチェック、排除、業界総体としての規範・ガイドラインの設定と各種支援を行う
- ◆一緒に働く日本人社員が外国人のことをもっとも理解できるような多様性を持った企業体となることが大切

公益社団法人 国際人材革新機構 (iforce)

HP: <https://www.iforce.or.jp>

E-Mail: info@iforce.or.jp

Tel:03-6435-3021